

水害から

自分家族地域を守る

自然災害を無くすことは不可能かもしれませんが、災害による被害を少なくする「減災」には、「日ごろの備え」が重要となります。

竜王町では、日野川を排水先とする多くの河川があります。大雨が降ると日野川の水位が上昇するため、小河川では日野川への排水機能が止まり、小河川や水路から雨水があふれる場合があります。また、たとえ小さな川でも、堤防が決壊したり洪水が発生すると広範囲にわたって浸水するため注意が必要です。

万一の水害に備えて、家庭や地域で日ごろの備えと水害時の避難行動について再確認しておきましょう。

目ごろからの備えが重要

避難場所や避難経路を確認しましょう

安全に避難するためには、避難経路が安全であることが重要です。また、地震と風水害では避難経路や避難場所が異なることもあります。自治会または町で指定されている災害ごとの避難場所を確認し、安全に移動できる経路を普段から確認しておきましょう。

非常時の持ち出し品の準備をしましょう

各家庭で「非常持出袋」を用意し、家庭の状況にあった持ち物を考え、必要な物を入れてまとめておきましょう。

チェック!

持ち出し品をチェックしましょう!

避難所まで移動するのに必要な物

備えあれば心強い
「非常持出袋」



※写真は持ち出し品の一例です。

ご参加ください!
竜王町総合防災訓練

と き ■ 9月2日①
午前6:00～8:00

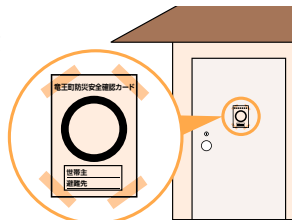
場 所 ■ 町内各地区

当日は、6:15、6:30、7:50(訓練終了時)に屋外トランペット放送などを利用した緊急訓練放送を予定しています。住民皆様のご理解とご協力をお願いします。

水害の危険性が迫っている時の避難行動

自分の避難情報を知らせましょう

避難場所へ向かう前に家族や救助活動をしている人に、避難済みであるかやどこに避難しているかを知らせるため、各地区に配布されている「竜王町防災安全確認カード」を貼りましょう。



無理せず避難しましょう

歩ける水深は、成人男性で70センチメートル、成人女性で50センチメートルといわれています。しかし、それ以下の水深でも水流の速さによっては危険な場合があります。避難経路がひどく冠水している場合は、無理をせず、救急隊に救援を求めましょう。



みんなで協力して避難しましょう

一人一人が思いのままに避難すると危険も伴い、安否確認が難しくなることが考えられるため、家族や近所の人たちと一緒に避難をしましょう。また、近所に一人で避難することが困難な高齢者や障がいのある人がいる場合は、みんなで協力し、助け合いましょう。



水害避難時の服装

頭を守るため、防災ずきんやヘルメットを着用します。

両手が空くように非常持ち出し品はリュックサックに入れて背負います。

傘でなく雨カッパを着用して、歩きやすい服装で避難します。

脱げにくい丈夫な靴(長靴は水が入ると動きにくくなります)を履きます。

浸水した道路を通らなければならない場合、つえを使って足元の障害物を探りながら進みます。

災害の情報に気を付けましょう



梅雨時期や台風シーズンなど洪水が起こりやすい時期には、テレビ・ラジオ・新聞などの天気予報に注意し、天気の移り変わりに気を付けましょう。

チェック!

避難所で必要なもの

☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
現金(普段使っている財布)	電池	携帯電話(充電器も忘れずに)	運転免許証・住基カードなど	健康保険証(コピーでもよい)	おむつ・離乳食(乳児がいる場合)	洗面用具・生理用品	マスク	常備薬(常時服用している薬)	ウェットティッシュ	タオル	上着・下着	飲料水(一日分を目安に)	非常食(定期的に入れ換える)

☒	☒	☒	☒
つえ	救急医療品(常備薬も忘れずに)	携帯電話	携帯ラジオ

携帯電話やパソコンで手早く情報収集



「NTT西日本」 災害用伝言ダイヤル

携帯電話・公衆電話・固定電話から利用できます

「災害用伝言ダイヤル」とは、地震・噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

■伝言を録音する場合(自宅被災のとき)

①「171」をダイヤル ②「1」を入力後、自宅の固定電話の番号を市外局番から入力 ③伝言を録音する

■伝言を聞く(再生する)場合

①「171」をダイヤル ②「2」を入力後、相手の固定電話の番号を市外局番から入力 ③伝言が再生される



しらがメール

しらせる滋賀情報サービス しらが 検索

HP <http://www.pref.shiga-info.jp>

滋賀県では、防災・防犯などの身の回りの危険に関する情報を電子メールで配信しています。あらかじめユーザー登録(無料)が必要です。

■主な配信の内容

避難情報、河川水位情報、雨量情報、土砂災害警戒情報、地震情報、けいたくん防犯情報など

■ユーザー登録方法

右の二次元コードを読み取るか、entry@pref.shiga-info.jpに空メールを送信してください。



問 滋賀県情報政策課 ☎ 077-528-3381

災害時に地域や行政が連携して支援します

災害時要援護者とは…

- 75歳以上の高齢者
- 障がい者(児)
- 乳幼児や妊産婦 など

高齢者や障がいのある人など、自力での移動や情報の収受が難しく、避難するために何らかの手助けが必要となる人のことです。

災害時要援護者に該当しない人でも、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する人は、役場 福祉課へご相談ください。

登録申請の方法

登録を希望される人は、役場福祉課へ申請してください。なお、登録申請については、地域の民生委員児童委員へ相談することもできます。

災害時一人で避難することが困難な人へ…

災害時要援護者の

登録申請を受け付けています

竜王町では、普段の生活の中で周りからの支援を必要とする人が災害時に地域の支援を受けられるよう、あらかじめ個人の情報を町に登録する「災害時要援護者」の登録申請の受付を行っています。

登録情報は関係支援団体と共有します

個人の情報を集約した自治区ごとの台帳を作成し、関係支援団体(自治会・民生委員児童委員)と情報を共有します。この台帳は、万一災害が発生したときに役立てます。

※関係支援団体に提供する情報は、住所・氏名・生年月日・電話番号・緊急連絡先などです。

問 福祉課 社会福祉係(福祉ステーション内) ☎ 58-3705 ☎ 58-8019

問 生活安全課 消防防犯係(防災センター内) ☎ 58-3703